

## 構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集について

平成24年6月22日

内閣官房地域活性化統合事務局

内閣官房地域活性化統合事務局では、別紙のとおり、構造改革特別区域法施行令（平成15年政令第78号）の一部を改正する政令案を検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、本件に関する御意見を以下の要領で募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けかねます。

### 記

#### 1. 意見募集対象

構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令案

#### 2. 意見募集期間

平成24年6月22日（金）から平成24年6月28日（木）まで

※必着 郵送の場合は同日消印有効

#### 3. 意見の提出方法

御氏名、連絡先及び本件への御意見をご記入の上（様式任意）、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

（1）電子メールの場合：

toc@cas.go.jp

（2）郵便の場合：

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎7階

（3）FAXの場合：

FAX番号 03-3591-1972

いずれも内閣官房地域活性化統合事務局 意見募集担当宛

（留意事項）

○電子メール又はFAXでお送りいただく場合には、表題を「構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令案について」としてください。

○郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きしてください。

## 5. お寄せいただいた御意見・個人情報の取扱いについて

### 〈お寄せいただいた御意見について〉

お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、政令案を作成する上で、参考とさせて頂くとともに、御意見を整理し、主要な御意見について当事務局としての考え方をホームページ上に掲載する予定です。なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

また、氏名、職業、所属団体については、いただいた御意見の内容とともに公表させて頂いていただく可能性がありますので御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書添えてください。

なお、電話での御意見については受付の対象外とさせていただきます。

### 〈個人情報の取扱いについて〉

お寄せいただいた個人情報のうち、住所、電話番号及びメールアドレスについては、御意見の内要確認及び問い合わせへの回答等の連絡目的に限って利用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正な管理を行います。

## 6. 資料の入手方法

資料は、次の方法により入手可能です。

- (1) 電子政府の総合窓口
- (2) 内閣官房ホームページのパブリックコメント欄
- (3) 内閣官房地域活性化統合事務局において配布  
(東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎7階)

## 7. 問い合わせ先

内閣官房地域活性化統合事務局 意見募集担当  
TEL : 03-5510-2472